

関東地方整備局告示第271号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第41号)第十条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する物件を次のとおり定めたので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成23年 6月 1日

関東地方整備局長 下保 修

- 1 物 件 船舶、土石、いかだ、竹木及び車両並びに特定離島港湾施設の存する港湾の利用または  
保全に支障を与える程度においてこれらに類するもの
- 2 区 域 平成23年 6月 1日付国土交通省告示第571号で公告した水域
- 3 適用開始の日 平成23年 6月11日

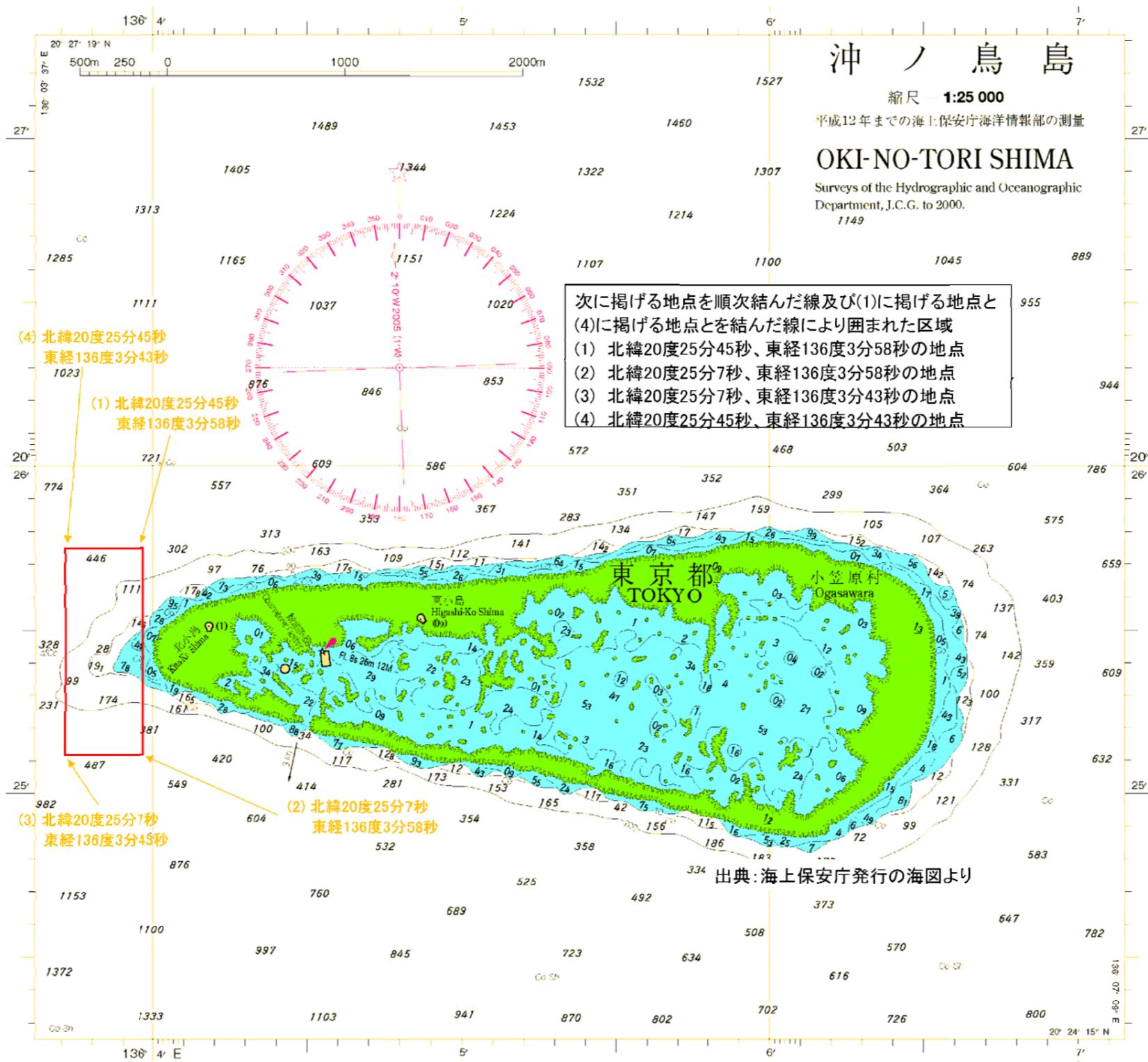
上記の区域は別紙図中の赤線で囲まれた区域です。

この公示により、当該区域内では「船舶、土石、いかだ、竹木及び車両等のみだりに、捨て、又は放置してはならない」こととなります。

なお、違反した場合は同法の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

国土交通省 関東地方整備局 東京港湾事務所

別紙



(4) 北緯20度25分45秒  
東経136度3分43秒

(1) 北緯20度25分45秒  
東経136度3分58秒

(3) 北緯20度25分7秒  
東経136度3分43秒

(2) 北緯20度25分7秒  
東経136度3分58秒